



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

目次

○特許法施行規則等の一部を改正する  
省令(経済産業七二)

〔省 令〕

○自衛隊飛行場告示の一部を改正する  
件(防衛庁九三、九四)

○山梨県立中央病院ヘリポートの設置  
許可申請があった件  
(国土交通八九九)

〔官庁報告〕

公聴会

山梨県立中央病院ヘリポートの設置に  
関する公聴会(東京航空局)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人造幣局の年度計画(平  
成十五年度)の公表関係

一七  
一八

省 令

○経済産業省令第七十二号  
特許法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十四号)の施行に伴い、並びに係法律の規  
定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定  
める。

平成十五年六月六日

経済産業大臣 平沼 赳夫

特許法施行規則等の一部を改正する省令

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「する場合において、」の下に「特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項  
(同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。)、特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)  
第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三  
第二項若しくは第三項又はこの規則」を加え、又は第二十七条の二第一項を「、第二十七条第一  
項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項  
前段」に改め、同条第二項中「他の事件」の下に「(実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれ  
らの法律に基づき命令に係るものを含む。)」を、提出した者は「の下に、特許法第三十条第四項若  
しくは第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。)、特許法施行令第十  
五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則」  
を加え、前項又は第二十七条の二第一項を「第六十九条第三項前段、第二項若しくは第三項前段、第  
二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」に改める。  
第十三条の二第一項本文中「明細書」の下に「特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範  
囲」を加え、同項第一号及び第四号中「明細書」の下に「特許請求の範囲」を加える。  
第二十四条の三の次に次の一条を加える。  
(特許請求の範囲の様式)

第二十四条の四 願書に添付すべき特許請求の範囲は、様式第二十九条の二により作成しなければな  
らない。

第二十五条の二中「明細書」の下に「特許請求の範囲」を加える。

第二十五条の五中「図面以外のもの」を「明細書」に改め、「第三十一条の二」の下に「、特  
許請求の範囲は様式第三十一条の二により」を加える。

第二十五条の七第二項中「図面に係るもの以外のもの」を「明細書に係るもの」に改め、「第三十  
一の六」の下に「、特許請求の範囲に係るものは様式第三十一条の六の二により」を加える。

第二十七条の五第一項中「外国語書面」の下に「特許請求の範囲及び」を加える。

第三十条中「添附」を「添付」に、または「を」を「特許請求の範囲又は」に改める。

第三十八条の二第二項中「第五十一の二」の下に「、様式第五十一の二の二」を加える。

第三十八条の十四を削り、第三十八条の十四の二を第三十八条の十四とする。

第四十五条の四及び第五十条の十五第二項中「第二十四条」の下に「、第二十四条の四」を加え  
る。

第六十六条第五号中「明細書」の下に「特許請求の範囲」を加える。

第七十条中(昭和三十五年政令第十六号)及び(昭和三十五年政令第二十号)を削る。

様式第二の備考2中「礎」を「礎」に、同様式備考3中「36」を「36」に改め、「改訂の範囲図」  
の「4」を「4」に改め、「29」を「50」に改め、同様式の備考14中「明細書」を「明細書」に改める。

様式第三の備考10中「明細書」を「明細書」に改める。